

受付	令和 5年 11月 28日
	午前・ <u>午後</u> 1時 57分

一 般 質 問 通 告 書

令和 5年 11月 28日

高山村議会議長 西原 澄夫 様

高山村議会議員 柴田 弘男

質 問 事 項	質 問 の 趣 旨
1,恒久電気柵の維持管理について	各区が電気柵の維持管理を行っているが、区民が高齢になり、緩衝帯の除草作業が困難になっている。業者に依頼したいが高額である。
	質 問 要 旨 と 質 問
	<p>電気柵の設置場所が危険な場所が多く、高齢者が多く作業は無理になっている。除草作業を業者にお願ひすると高額の費用が掛かり区費では出せない。村の補助をお願ひできないか。</p> <p>① 先日、代表者会議がありどのような意見が出たのか</p> <p>② 緩衝帯の狭い所があるがルートを変更できないか。</p> <p>③ 業者に依頼しての費用、村の補助は出せないか。</p>
質 問 事 項	質 問 の 趣 旨

※ 質問の趣旨・要旨は、わかりやすく記載するようご配慮ください。